

建築設計業務委託特記仕様書(案)

I 業務概要

1. 業務名称 (仮称)藤崎こども園整備設計業務委託

2. 履行期限 令和5年3月31日まで(令和3年度～4年度継続事業)

3. 計画施設概要

- (1) 施設名称 幼保連携型認定こども園習志野市立(仮称)藤崎こども園
- (2) 所在地 習志野市藤崎四丁目20番以下未定(現藤崎小学校プール敷地)
- (3) 施設用途 幼保連携型認定こども園

※平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第11号第1類とする。

4. 委託業務の内容

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」におけるこども園整備の課題と基本的な考え方にに基づき、第五中学校区に整備するこども園として、(仮称)藤崎こども園を整備するための基本計画策定、基本設計及び実施設計を行う。また、不足が見込まれる外構用地として藤崎小学校の一部(旧藤崎児童会の敷地周辺)を借用することも想定し、基本計画において複数案を比較検討して決定する。

5. 設計と条件

(1) 敷地条件

a. 敷地面積 約2,396㎡(開発行為による道路拡幅部を含む、令和3年12月末までに確定測量を完了予定)

b. 用途地域及び地区の指定

用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域	指定無し
建蔽率	50%
容積率	100%
高度地区	指定無し
日影規制	1.5m 4時間－2.5時間
その他地区等	建築基準法第22条指定区域、絶対高さ10m

(2) (仮称)藤崎こども園整備における計画建物の条件

- a. 延べ面積 2,100㎡程度 ※できる限りコンパクトな計画とすること。
- b. 建築面積 1,100㎡程度

c. 規模(定員)

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
長時間児	8 人	20 人	24 人	30 人	30 人	30 人	142 人
短時間児	—	—	—	30 人	30 人	30 人	90 人
合計	8 人	20 人	24 人	60 人	60 人	60 人	232 人

※ 整備時の乳幼児人口及び保育需要の推計、さらに施設整備手法の検討結果によって、再度検討する。

d. 必要諸室として想定しているもの

- 1) 保育室(0歳児(沐浴・調乳室含む)、1歳児(ほふく室含む)、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、一時)
- 2) 午睡室(多目的室)
- 3) 給食室(検収室等含む)
- 4) 遊戯室
- 5) 管理諸室(職員室、会議室、休憩室、更衣室、保健室、教材室、倉庫、物干し場)
- 6) こどもセンター(事務室、相談室、遊戯室)
- 7) 便所(児童用(乳児用、幼児用)、職員用)

e. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月改定)による。
耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 II類
- 2) 建築非構造部材 A類
- 3) 建築設備 乙類

(3) その他設計と条件については、次による。

- a. 想定工事費:1,316,000,000円(解体工事費除く)
- b. 想定工事年数:1年6ヶ月(令和5年度～令和6年度)(解体工事除く)
- c. 工事中の小学校(藤崎児童会を含む)及び幼稚園運営への影響を最小限とするよう留意すること。

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で□の付いたものについては、☑を適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する技術者を配置すること。なお、業務履行期間中において、その者が技術者として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに技術者の変更等必要な措置を講じなければならない。

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士を有する者とし、受注した法人に所属する者を配置しなければならない。

(2) 担当主任技術者

担当主任技術者は、総合(意匠)・構造・電気設備・機械設備の各分担業務分野について、1 名ずつ選定し、配置する。ただし、構造については、兼務しても構わない。

3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザルにより設計業務を受託した場合には、技術提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 設計 VE の施行

本業務委託についての設計 VE は次による。

- 施行する(各設計段階に応じた社内 VE を行い、その結果を監督員に書面にて報告すること。)
- 施行しない

5. 整備方針

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第 3 期計画」におけるこども園整備の課題と基本的な考え方にに基づき、第五中学校区に整備するこども園として、藤崎小学校プール敷地内に、(仮称)藤崎こども園を整備する。また、不足が見込まれる外構用地として藤崎小学校の一部(旧藤崎児童会の敷地周辺)を借用することも想定し、基本計画において複数案を比較検討して決定する。

(1) 配置計画

- ・ こども園としての園庭を確保すること。

(2) 園舎の整備

- ・ こども園、小学校、児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。
- ・ イニシャルコスト及びランニングコストのそれぞれにおいて、経済性に配慮した計画とすること。

(3) 駐車場・駐輪場の整備

- ・ 保護者の送迎用として、駐車場及び駐輪場を計画とすること。(藤崎小学校の一

部(旧藤崎児童会の敷地周辺)を必要最小限の範囲借用し、駐車場及び駐輪場の整備を行うことも想定する。)

6. 設計業務の内容及び範囲

(1) 基本計画策定業務

- 現況把握資料の作成
 - 敷地条件及び周辺環境における資料の作成(ライフラインに関する設備を含む)
 - 敷地条件及び周辺環境を含めた法的条件に関する資料の作成(都市計画法・建築基準法・消防法・建築物省エネ法・児童福祉法等の関連する法令等における課題事項等調査を行い資料の作成を行う。)
- 基本計画策定のための比較検討資料の作成
 - 配置計画の比較検討資料の作成
 - 平面計画の比較検討資料の作成
 - 設備機器等比較検討資料の作成(省エネルギー化に向けての提案を含む)
 - その他資料の作成(経済比較、工法検討資料等)
- 基本計画(案)の作成
 - 基本理念の作成
 - 計画敷地及び計画建物の概要
 - 施設規模、施設数、所要室の構成、必要な設備や機能および構造について検討し、施設全体の配置及びレイアウト図(各階平面図・立面図・断面図等)
 - 園舎の配置について、土地利用計画図及びゾーニング図の作成
 - 工事中の安全計画、工程ごとの仮設計画図の作成
 - 電気設備・給排水設備・空調設備・ガス設備の計画案の作成
 - 法的チェックリストの作成
 - 基本設計、実施設計、建設工事及びその他全般に係るスケジュールの作成

(2) 基本設計業務

- 建築(意匠)基本設計
- 建築(構造)基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計
- 外構基本設計
- 昇降機基本設計
- 解体工事基本設計(現藤崎小学校プール・同付属建物(杭有)、旧藤崎児童会)
- 各種技術資料(経済比較、工法検討資料等)の作成

※ 基本設計業務における業務範囲の区分は以下の通りとする

業 務 内 容		適用
設計条件等の整理	条件整理	<input checked="" type="checkbox"/>
	設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		<input checked="" type="checkbox"/>
基本設計方針の策定	総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="checkbox"/>
基本設計図書の作成		<input checked="" type="checkbox"/>
概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>
基本設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>

(3) 実施設計業務

- 建築(意匠)実施設計
- 建築(構造)実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
- 外構実施設計
- 昇降機実施設計
- 解体工事実施設計(現藤崎小学校プール・同付属建物(杭有)、旧藤崎児童会)
- 各種技術資料(経済比較、工法検討資料等)の作成

※ 実施設計業務における業務範囲の区分は以下の通りとする

業 務 内 容		適用
要求の確認	発注者の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計方針の策定	総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>
	建築確認申請図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>
概算工事費の検討		<input checked="" type="checkbox"/>
実施設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="checkbox"/>
既に終了した実施設計図書の取りまとめ		<input type="checkbox"/>

設計意図の伝達	設計意図を正確に伝えるための説明等	<input type="checkbox"/>
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	<input type="checkbox"/>

(4) 追加業務

- 積算業務
 - 概算工事費の算出(根拠資料共)
 - 工事内訳書の作成
 - 積算根拠となる資料の作成(数量調書、採用単価表、見積書(依頼書共)、比較表、拾い図等)
 - 見積収集
 - 見積検討資料(見積一覧表を含む)の作成
 - 各種チェックリストの作成(国土交通省 営繕工事積算チェックマニュアルによる)
- その他追加業務
 - 透視図(パース)作成業務
 - 計画通知申請手続き業務
 - ※構造計算適合性判定手数料 含む
 - 含まない
 - 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の届出書作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出、日影図の作成、説明会の開催等)
 - 省エネルギー関係計算書の作成業務
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第13条第2項に規定する手続き業務
 - ※適合性判定手数料 含む
 - 含まない
 - 千葉県福祉のまちづくり条例に関する手続業務
 - 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づくリサイクル計画書作成業務
 - 空調設備の熱源別LCC比較(ガス電気等2種以上)
 - 開発行為、その他法令に基づく手続業務
 - 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務
 - 仮設計画検討業務(インフラ段階整備計画及び大型車両の搬入路計画の検討含む)
 - 工事工程表の作成業務
 - 維持保全計画書の作成業務

- 国庫交付金等申請資料の作成支援業務
- 施設台帳の作成支援業務
- 議会説明または住民説明等に必要な資料の作成業務
- 受変電設備の位置検討及び太陽光発電設備の種類の検討業務
- 敷地内の電柱移設が必要となった際の計画検討業務
- その他監督員が指示する資料の作成業務

(5) その他(各種調査等)

地質調査

① ボーリング調査(25m程度、標準貫入試験含む) 3箇所程度

② 孔内水平載荷試験 3箇所

③ 不攪乱資料採取 3セット

④ 土質物理学試験及び土質力学試験 3セット

※ 液状化検討含む。

⑤ 土壌汚染物質の調査 1セット

※ 土壌汚染対策法に基づく36項目の試験(溶出試験27項目+含有量試験9項目)

アスベスト調査 18検体採取(想定)

PCB調査

7. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本計画策定業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

b. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

基本設計説明書の作成が適用の場合は、実施設計図作成前に基本設計説明書を提出するものとする。

基本設計説明書の内容は、配置計画、動線計画、意匠計画、構造計画、電気設備計画、機械設備計画、景観計画、色彩計画、防災計画、外構計画、植栽計画、雨水排水計画、工程計画、仮設計画及びその他設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書とする。

c. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。実施設計説明書が適用の場合は、実施設計とりまとめ時に実施設計説明書を提出するものとし、その内容は、基本設計説明書の抜粋及び基本設計から実施設計にかけての変更点とする。

d. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

e. 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの

各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

- f. 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。これ以外のプログラムを使用する場合は、監督員と協議する。
- g. 工事費内訳書の作成は、『営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)』の内訳書作成システムにより行う。
- h. 工事費内訳書作成において、営繕工事積算チェックマニュアル<建築工事編>、営繕工事積算チェックマニュアル<電気設備工事編>及び営繕工事積算チェックマニュアル<機械設備工事編>に基づき各種チェックリストの作成を行う。
- i. 提出物及び打合せに使用する紙類は「国等による環境物品等の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の判断基準等を遵守する。
- j. プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容について監督員の指示に従い該当業務に反映させる。
- k. 個人情報保護法に準じ、個人情報の保護に努めるものとする。
- l. 本業務の遂行の過程で取り扱うデータについては、流失等により業務の遂行に多大な影響が及ぶことの無いように、データの保護・管理を厳重に行うものとする。
- m. 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務が適用の場合は、建築物省エネ法に基づく計算を行う。
- n. 図面の作成は、CAD を使用することとし、データの保存形式はJWW及びPDFとする。レイヤー構成等については、少なくとも躯体・仕上・建具・家具・器具・配管・配線・文字・寸法は別レイヤーとし、詳細は業務着手後に監督員と協議する。
- o. アスベスト含有建材の事前調査については、石綿に関し一定の知識を有し、的確な判断ができる以下の者等が行う。また、アスベストを含有している可能性のある建材(成形版、仕上塗材、保温材等)で、設計図書及び目視で含有の有無を判別できない場合は、JIS A 1481-1,2,3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法)による分析調査を行う。
 - i. 建築物石綿含有建材調査者
 - ii. 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿除去等の作業の経験を有する者
 - iii. 日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- p. 各種技術資料は、実施設計内容が確認できるよう適宜現況写真を用いて作成する。
- q. 各種申請及び協議に関わる手数料は、受託者の負担とする。
- r. 設計成果品の作成にあたっては、建築、電気、機械に加え、解体、外構等の分離発注を想定しており、詳細は業務着手後に監督員と協議する。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本方針策定前
- c. 積算着手前
- d. 定例会
- e. 関係機関、関係各課との打合せ
- f. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務に、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。また、積算業務に関しては、施設再生課が作成する「公共建築工事積算基準の運用」に基づき業務を進めること。本運用は契約後、受注者に開示する。

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部(建設大臣官房官庁営繕部)が制定又は監修したものによる。なお、資料及び基準は最新版を用いること。

a. 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 官庁施設の環境保全性基準
- 千葉県福祉のまちづくり条例
- 建築設計業務等電子納品要領
- 木造計画・設計基準及び同資料
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築設計基準及び同解説
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会 策定）
- ガラスを用いた開口部の安全設計指針

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

d. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 雨水再利用・排水再利用設備計画基準・同解説
- 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所）
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）

営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載し2部(1部返却用)提出する。

a. 業務概要

b. 業務方針

c. 業務実施工程表

d. 業務実施体制

管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数等。

担当主任技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数等。

担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数等。

協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野等。(協力者がある場合は、承諾された「再委託承諾申請書」)

e. 打合せ計画

f. 成果物の内容・部数

g. 使用する基準及び主な図書

h. 連絡体制

i. その他

(5) 業務の進捗状況報告

各月毎に業務報告書を監督員に提出すること。

(6) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
<input checked="" type="checkbox"/> 参考設計図書 (現藤崎小学校プール、旧藤崎児童会:TIFデータ)	
<input checked="" type="checkbox"/> 共通原図類(電子媒体)	
<input checked="" type="checkbox"/> RIBC2用名称ファイル(電子媒体)	
<input type="checkbox"/> その他()	

貸与場所(施設再生課) 貸与時期(業務着手時)

返却場所(施設再生課) 返却時期(業務完了時)

(7) 成果物の提出場所(施設再生課)

(8) 建設副産物対策

リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計

画書として取りまとめを行う。

(9) 業務実績情報の登録

本業務委託についての業務実績情報の登録は次による。

要

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。
 なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了
 検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(監督員の
 押印済み)」を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

不要

(10) 社会保険の加入

従業員等に社会保険の加入の資格がある場合には、社会保険に加入させること。

8. 成果物及び提出部数等

設計業務の成果物(データ共)は、下表による。

図面を除く紙媒体の提出形式は、原則 A4 版のキングファイルに綴じ込むものとする。

また、電子納品のデータの保存形式等については、監督員と協議する。

(1) 基本計画

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	基本計画書	A3	6	二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	基本計画書(概要版)	A3	30	
<input checked="" type="checkbox"/>	現況調査報告書 ● 敷地条件 ● 周辺環境 ● 法的条件チェックリスト	適宜	2	現況写真含む ライフラインに関する設備含む 課題事項及び解決案含む (測量業務を除く)
<input checked="" type="checkbox"/>	検討資料等	適宜	1	

(2) 基本設計

適用	名称	規格	提出部数	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計説明書	A3	6	二つ折り製本
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計説明書(概要版)	A3	30	
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図 ● 面積表及び求積図 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 平面図(各階)	A3	6	二つ折り製本

	<ul style="list-style-type: none"> ● 立面図(各面) ● 断面図 ● 仮設計画図(各工程) 			
☑	各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ● 仕様検討比較資料 ● 工法検討比較資料 ● 諸室収容人数計算表 ● 衛生設備必要台数計算表 	適宜	1	

(3) 実施設計

適用	名称	規格	提出部数	備考
☑	実施設計原図(白焼)	A1	2	ケース共(発注工事毎)
☑	実施設計原図(白焼)	A3	1	ケース共(発注工事毎)
☑	実施設計図(白焼)	A3	6	押文字入り 二つ折り製本(発注工事毎)
☑	実施設計説明書	A3	6	押文字入り 二つ折り製本
☑	構造計算書	適宜	1	
☑	設備設計計算書	適宜	1	
☑	各種技術資料	適宜	1	工法、材料等比較表含む
☑	基本設計から実施設計にかけての変更点一覧表	適宜	2	

(4) その他(追加業務及び各種調査等)

適用	名称	規格	提出部数	備考
☑	工事費概算書	適宜	1	算出根拠共
☑	工事費内訳書 (白焼・金入り)	A4	1	算出根拠を記載すること
☑	工事費内訳書 (白焼・金抜き)	A4	1	
☑	積算根拠となる資料	適宜	1	数量調書、採用単価表、見積書(依頼書共)、比較表、拾い図、各種チェックリスト等
☑	透視図(パース)	A2	1	彩色(アルミ額) 鳥瞰1面、外観1面、内観1面

<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知関係図書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	各種申請図書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	省エネルギー関係計算書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	リサイクル計画書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	電波障害予測調査報告書	適宜	1	机上検討結果共
<input checked="" type="checkbox"/>	仮設計画検討書	適宜	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	工期算定資料	適宜	1	工事工程表共
<input checked="" type="checkbox"/>	維持保全計画書	適宜	2	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明用資料	適宜	適宜	
<input checked="" type="checkbox"/>	議会説明用資料	適宜	適宜	
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	適宜	2	調査計画書共
<input type="checkbox"/>	測量図	適宜	2	調査計画書共
<input checked="" type="checkbox"/>	アスベスト調査報告書	適宜	2	調査計画書共
<input type="checkbox"/>	PCB 調査報告書	適宜	2	調査計画書共
<input checked="" type="checkbox"/>	業務報告書	A4	1	
<input checked="" type="checkbox"/>	打合せ記録書	A4	1	関係機関、関係各課との協議 録共
<input checked="" type="checkbox"/>	その他監督員が指示する 事項	適宜	適宜	

※図面データは JWW 及び PDF とする。

※基本計画書は令和 4 年 3 月末までに提出とする。

※工事費概算書は令和 4 年 9 月末までに提出とする。(基本設計成果品共)